



平成30年5月17日

各 位

会 社 名 東武鉄道株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 根津 嘉澄  
(コード番号 9001 東証第1部)  
問 合 せ 先 財務部課長 竜江 義玄  
(TEL 03-5962-2175)

### 第119回無担保社債の発行について

当社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、国内普通社債の発行を決議いたしました  
が、その発行条件が下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 第119回無担保社債(20年債)

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 社債の名称      | 東武鉄道株式会社第119回無担保社債(社債間限定同順位特約付)  |
| (2) 募集総額       | 金100億円   |
| (3) 各社債の金額     | 金1億円   |
| (4) 利率         | 年0.758%  |
| (5) 発行価格       | 各社債の金額100円につき金100円   |
| (6) 償還金額       | 各社債の金額100円につき金100円   |
| (7) 償還期日       | 平成50年5月24日   |
| (8) 利払日        | 毎年5月24日及び11月24日<br>(平成30年11月24日を第1回の利払日とする。)   |
| (9) 申込期間       | 平成30年5月17日   |
| (10) 払込期日      | 平成30年5月24日   |
| (11) 募集方法      | 一般募集   |
| (12) 担保        | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。   |
| (13) 社債等振替法の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。 |
| (14) 振替機関      | 株式会社証券保管振替機構   |
| (15) 財務代理人     | 株式会社みずほ銀行  |
| (16) 引受人       | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社を共同主幹事とする引受証券団   |
| (17) 申込取扱場所    | 引受人の本店及び国内各支店  |
| (18) 取得格付      | A- (株式会社格付投資情報センター)  |

以 上